

(教育職員免許法施行規則第22条の6関係)

教員の養成に係る組織

経済学部

① 組織の名称
学務・カリキュラム編成委員会
②組織の構成員（役職・人数等）
学務・カリキュラム編成委員長：副学部長（学務・学生生活担当） 学務・カリキュラム編成委員：経済学部教員 6名以上（学部長が委嘱）
② 組織の所掌事務等
1 委員会は、経済学部（以下「学部」という。）の教育課程に関する事項を統括し、並びに企画、運営及び評価を行うために必要な協議を行う。 2 委員会は、学部が自主的・自律的に行う教育の質の保証の取り組み（以下「教育の内部質保証」という。）に関する次の各号の業務を行う。 (1) 教育の内部質保証に関する改善計画の実施 (2) 教育の内部質保証に関する改善計画の進捗状況の国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科内部質保証委員会への報告 3 委員会は、経済学部の教職課程に関する業務を担当する。